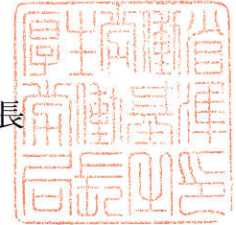


基発 1224 第 4 号  
27 文科高第 880 号  
平成 27 年 12 月 24 日

全国学習塾協同組合理事長 殿

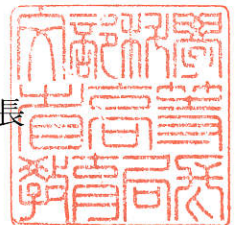
厚生労働省労働基準局長



文部科学省生涯学習政策局長



文部科学省高等教育局長



学生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

高等教育機関進学率が趨勢的に上昇し、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあり、また実態として学生のアルバイト時間も増加傾向にあるなど、学生とアルバイトとの結びつきは強まっています。このため、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められているところです。

こうした中、厚生労働省において本年 8 月下旬から 9 月にかけて実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」では、労働条件の明示が適切になされなかった、準備や片付けの時間に賃金が支払われなかったなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答のほか、採用時に合意した以上のシフトを入れられた、一方的に急なシフト変更を命じられた、試験の準備期間や試験期間にシフトを入れられたなど、学業とアルバイトの適切な両立への影響が疑われる回答もありました。

また、本年 3 月 27 日付け基発 0327 第 27 号「学習塾の講師に係る労働時間の適正な把握、賃金の支払い等について（要請）」により、適正な労務管理の実施について、貴会員

への周知を要請し、格別の御配意を賜ってきたところですが、労働基準監督署の労働基準監督官が実施した学習塾に対する監督指導において、別添1の監督指導事例のとおり、一部の学習塾においては、労働条件の明示が適切になされていないことに加え、引き続き、講師が授業以外の時間に行った質問対応や報告書の作成等に要した時間が労働時間として適正に把握されず、これらの時間に対する賃金が支払われていないなどの事案が認められたところです。

御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主は、これを遵守し、学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。加えて、その他の関係法令等も踏まえ、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えていただくことも重要です。

また、学生が労働法制を理解した上でアルバイトに臨むことが重要であることから、厚生労働省及び文部科学省においては、学生に対する労働法制の周知を図っているところです。

このたび、学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守や、シフト設定の課題について今一度自ら御確認いただけるよう、自主点検表を別添2のとおり作成しましたので、当該点検表の貴会員への周知及び活用の勧奨への御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省においては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、全国の労働局や労働基準監督署に加え、平日夜間・休日に、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610) を開設しておりますので、これらについても、貴会員への周知をお願いいたします。